

令和元年11月定例総会

令和元年11月6日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成31年度第8回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年11月6日(火) 午前10時00分から10時25分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	3番	山本 美加
	4番	橘 なぎさ
推進委員	1番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第1号	農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について
議案第2号	非農地証明の審議について
議案第3号	その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長	中山 真寿美
事務局員	細川 美佐

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、11月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。
本日の遅刻欠席はありません。

それでは、議事に移ります。

議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について

議案第2号 非農地証明の審議について

議案第3号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名人として

1番 黒原委員

2番 岡崎委員 の2名を指名します。

議長
(中山会長)

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名をうけてから発言をお願いします。

それでは

議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について

事務局からの報告を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について ご説明いたします。

議案書2ページをお願いします。

貸人は、地区下益野、氏名及び住所は記載のとおり、借人は、地区宗呂上、氏名及び住所は記載の通りとなっております。

土地の所在は記載のとおりで、1,796㎡の田、992㎡の田、2筆の合計面積が2,788㎡となっております。3ページの位置図も併せてご覧ください。

現地は2筆ですが、1枚の田として使用しています。借人は、水稻と2毛作の露地野菜で、約8,3ha農業経営を行っておりますが、そのうち下益野地区で約2,2haを借りています。

今年度、下益野地区で農地中間管理事業の活用に向けて動いておりますが、そのうち、この借人の経営農地についても、中間管理事業を活用する方向で進めております。

利用権が設定されている、本件土地2筆については、一旦合意解約した後で、農地中間管理機構を通して、再度、担い手であるこの借人に同条件にて貸付ける予定となっております。合意解約日は、令和元年9月30日です。貸人から農地中間管理機構への権利設定は12月以降、今年度中に行う予定としております。事務局からの報告は以上です。

議長

以上で、報告が終わりました。
本件についての質問があればお願いします。

何か意見はありませんか。

委員

ありません

議長

本件は報告事項ですので、ご質問がなければ次の議題に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

委員

はい

議長

それでは、次の議案に移ります。
議案第2号 非農地証明の審議について
3件ありますので、1件ずつ審議したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第2号 非農地証明の審議について①をご説明いたします。
議案書4ページをお願いします。

申請番号14番、申請人及び土地の所在地番は議案書に記載のとおりです。竜串の方は、小字がありませんので空欄にしております。地目は2筆とも畑で、9.91㎡と180㎡で合計189.91㎡となります。

4ページ下部には、竜串の申請地の位置図を、5ページには、現地写真を掲載しております。面積が9.91㎡と写真のとおり狭小で、雑草等の管理はされていますが、長らく耕作放棄されている状態です。

続きまして6ページの方には、貝ノ川の申請地の位置図と現地写真を掲載しております。貝ノ川の旧小学校の奥の住宅混在の区域にあります。植えっぱなしの果樹が一部に残っていますが、20年以上肥培管理はされておらず、機械の侵入路もなく、荒れた状態となっております。2筆とも、申請人の祖父母が元々は耕作しておりましたが、高齢になり、申請人の父母は、他の仕事をしていたため耕作放棄され、今に至っております。相続後は、除草剤の散布など、周辺に迷惑がかからないよう管理を行ってきたが、生活拠点が市外のため、今後の利用予定もなく、農地としての活用は見込まれません。

以上、市の非農地基準に照らして交付は妥当と判断しますが、ご審議の程よろ

しくお願いいたします。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

弘田委員 　竜串の方は、中山さんと11月10日に現地確認に行きました。議案のとおりです。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 　他にないですか。

　以上で、議案についての説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

上野委員 　その、貝ノ川の方ですがね、11日に現地確認に行きました。先ほど事務局の言ったように、入る道も歩くばあしかないがやけん、果樹も植えるば植えちようけんど、これも、そのまま、なんとも……。審議のほどお願いします。

横山委員 　事務局からも、担当の委員さんからも説明があったように、写真で見ても、農地としての再生できるような感じではないように思いますので、非農地証明を出したらどうですか。

議長 　その他に意見はないですか。
ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号 非農地証明の審議について①
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、続いて
議案第2号 非農地証明の審議について②
について事務局の説明を求めます。

事務局
(中山) 　それでは、議案第2号 非農地証明の審議について②をご説明いたします。
議案書7ページをお願いします。
申請番号15、申請人及び土地の所在地番は議案書に記載のとおりです。地目は2筆とも畑で、232㎡と52㎡で合計284㎡となります。
7ページ下部に位置図を掲載しております。現地は鍵掛の集落内と、国道を挟んで向かいに位置しています。8ページに現地の写真を掲載しております。上の2枚の写真は、国道西側の262㎡の土地ですが、申請者の父が昭和47年に住宅を建築し、昭和62年に増築をし、平成27年まで生活していました。下の2枚の

写真は、国道を挟んで東側の52㎡の土地です。昭和47年に分筆されてから後は耕作放棄となっており、平成12年に倉庫を建築して現在に至ります。両筆とも農地としての活用は今後見込まれません。

以上、市の非農地基準に照らして交付は妥当と判断しますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

横山委員 　事務局と10月の25日ごろに現地に行って、いろいろと見て来ました。
この、写真でもあるように、人家と、国道321の間に挟まれた、ごくわずかな、あんまり広い土地はないし、長いこと何にも作っていない関係で、かなり荒れております。前の倉庫のところですが、倉庫が建っておるので、残ったところは下の海岸の崖まで、僅かな面積でここも農地として使えるような状態ではないと思います。
こればのところでしたら農地から外したら良いんじゃないかと思います。ご審議のほどお願いします。

議長 　以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について、質疑、意見のある方は挙手の上に質問をお願いします。

山本委員 　8ページの写真ですがセメントのところも農地ですか。農地扱い？

事務局
(中山) 　はい、お答えいたします。8ページの上の2枚の写真の右側の写真に、黄色い線で囲っていますが、その筆が今回の申請地です。これが畑です。農地です。

議長 　今、山本委員の言っている左側のコンクリのところも入っちゃうがですか。

事務局 　はい、入ってます。住宅の前のところですよ、入ってます。

議長 　その他ありませんか、意見。
ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号 非農地証明の審議について②
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員。議案のとおり承認いたします。

それでは、最後に
議案第2号 非農地証明の審議について③
について事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第2号 非農地証明の審議について③をご説明いたします。
議案書9ページをお願いします。

申請番号16番、申請人及び土地の所在地番は議案書に記載のとおりです。地目は畑で、面積は241㎡となっております。

9ページの下部に位置図を掲載しております。加久見の区長場より少し南に位置しております。10ページに現地写真を掲載しておりますが、9ページの右側の写真に、10ページの写真の撮影方向を番号で示しております。申請地は、昭和41年に申請者の祖父が住宅を建築した敷地の一部となっております。昔は家庭菜園として利用されてきたが、手入れをするものがいなくなり荒廃し、現在は砂利敷きとなっております。現況に合わせて非農地申請を行うものです。

以上、市の非農地基準に照らして交付は妥当と判断しますが、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田委員

現地確認に事務局と先月行ってきました。近所ということでもあり、もう何年間も人も住んでなく、鬱蒼と木が茂っておりましたが、今度親族の方がそこに住むことになり、木らも切り、隣の畑の使用者の人達も明るくなったと、みんな喜んでおりました。そういうことで審議のほどよろしくお願いたします。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について、質疑、意見のある方は挙手の上、お願いします。

何かありませんか。

横山委員

説明がありまして、写真も見させてもらっておりますが、大体、後から非農地証明というのが、こうやってもう農地に全然変更できんようなかたちの中で、非農地証明が出るということ自体が問題で、後は、今から農地に直せということにはならないと思うので、非農地証明自体には異議はないのですが、これからは市の方からも、言うてもらって、こういう現状になる前に非農地証明願いを出してもらような、指導を徹底してもらいたいと思います。

中山委員

すみません、この件に関して、10ページのドラム缶がある辺りに昔、家が建ってたんですよ、隠居が、まあ、いうたら年寄りが住むような家があって、その人が亡くなって、しばらく貸家に、10年から15年ぐらいしておって、その家が古くなって、貸すにも貸せんなって、その家を撤去したのが場所的に右の写真の塀のところから約20坪くらいの家が建っておって、それを取り壊して今の現状になっちゃう、そのこっちの、今、左の写真の向こうに白いような家が見えちゃうやいか。この家がまあ、親が住みよって、こっちの隠居があって、隠居の方に四国電力に行きよう方

やって、電力やけんあっちこっちこう転勤するもんで、おばあさんだけ古い方の家に住めんなって、このふとい方の家におりよったけど、その方が亡くなって、と同時にこの手前の隠居の家も壊してしもうて、この間に畑が柿の木があったり、なんか植木があったりしよったがを撤去して今のこういう状態になっしょうがです。

僕、近所、近くなもんで、小さい時からよく見ちよったけん、まあ今、横山委員の言いようことは本当だと思いますけど、まあこの場合は、そういう条件で、まあ更地になってから行ってないがですが、まあ、そういうような状況やったがです。

横山委員

あの、どう言いますか、だいたい農地法のことを分ってないがやないろうかと思んです。自分の土地やけん自分が勝手にできる、というような考え方で皆さんやって、後になってこりゃいかんで、という中で非農地証明願が出ると思うがですが、やはり、農地法の徹底を市民の皆さんに、どんどんよね、分かるように広報とかにもどんどん載せていってもらようお願いします。

山本委員

横山委員に賛成ながですけど、私も常にそう思っていました。中山委員に質問ながですけど、この黄色い枠の中の農地に家が建ちよったがじゃなくて、農地の外に家が建ちよったがですか。

中山委員

そうですね、こうやって見たら、その、ドラム缶の位置がどこらあたりか、塀からどればあ離れちようかよう分らんけん、そこへ、まあ家があって、何人かの人、何代かの人、5年10年住みよって替わって、また5年10年住みよって、またそうやって何人かが、その家を借って住みよったという経過があったもんで、そっからその黄色い部分のところに柿とか果樹が植わっておったような気がします。で、住まらったけん果樹の間にいっぱい木が生えて、鬱蒼としよったがやけん、関係がないけん、道路から入ったとこやったけん、あんまり関心を持って見たことがなかったですけどね。

池田委員

この、親族の方が知り合いで、こんな風にしちよったけん、非農地証明のがは、多分、先にこんげにしちようけん出るろうかなとは思ひよったけん、柿の木やらなんやらが鬱蒼として、ドラム缶の向こうの家が見えんようになっておりまして、そこが、まあ、おっとこんげんなっしょう思うて、今度そこに見に行った時に、これは非農地証明になったら、先にやっしょうけん、そういうのが出るかなとは思ひよらなうちりました。

橘委員

その、植わっしょう時に非農地証明を取ったら、木がいっぱい鬱蒼としちよう時に取ったらなんともできんけん、良かったがやないろうか。

池田委員

家が見えんようになっしょうりましたけんね。

事務局 事務局からよろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

事務局 (中山) 今回、議案に載せている更地のとこなんですけど、現地で、砂利が入ったのは、わりと最近だというのはお聞きしたんですが、これまでの経過として、住宅が建って、住宅に接続する家庭菜園という形で何十年か経過していた、という経過がありまして、農地法上も家庭菜園は農地とみなさないということになっておりますので、家庭菜園にされた時点から、転用事項が発生したと判断しました。
それから、20年以上は経過しておりますので、まあ、今回砂利敷きにしたのは最近ですけども、もう非農地状態であるという判断の上で、議案に掲載させていただいております。以上です。

池田委員 それで、隣の畑の所有者の方も、こんなになって鬱蒼としちよったかが明るくなって、よいよ良かったと言うてました。そういう話でした。

議長 その他ありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号 非農地証明の審議について③
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。本件は議案のとおり承認いたします。

それでは次の議案に移ります。
議案第3号 その他の件について

次回開催日について
次回定例会開催日は 令和元年12月4日水曜日
会場は 土佐清水市市役所 第一会議室にて行います。
例年12月の定例会開催後には忘年会を行っていますが、今年はどうしますか。

池委員 やったら良いと思います。年に一回の親睦会やもんね。

委員 そうやね。(賛成の声)

議長 やりますか。やるようでしたら、定例会開催は、午後4時からといたします。

その他なにかありませんか。なにか話し合うことはありませんか。

横山委員 10月の農地パトロール行ったなかで、事務局の説明等いろいろ聞くなかで、昌三先輩と、この子らなかなかよう頑張っ、なにかに農地のこともよう把握しちょうねと、感心したことでした。なかなか頑張りようということ、ほかの農地パトロールでも一緒やなかったかと思いますが、すごい頑張っ、いろいろなことを把握して感心しました。

宮上委員 地元の者より知っちょう、感心した。

議長 よく勉強しちょうと思います。
その他ありませんか。

ないようですので、これにて11月定例総会を閉会いたします。
ありがとうございました。